

第1回推進委員会
2007.8.28

米原市のまちづくり理念

米原市自治基本条例って？

平成18年7月1日公布
平成18年9月1日施行

● 制定経過 ~自治基本条例ができるまで~

平成17年

「新市まちづくり計画」でまちづくり基本条例の制定を位置づけ

広報まいばら4月号で「新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会」委員募集
委員は米原市と近江町の住民

- | | | |
|-------|-------|-----------------------|
| 5月30日 | 第1回会議 | 講演等 |
| 6月9日 | 第2回会議 | ワークショップ等 |
| 6月23日 | 第3回会議 | ワークショップ等: 条例に盛り込むべき項目 |
| 7月17日 | 第4回会議 | ワークショップ等: 市内フィールドワーク |
| 7月31日 | 第5回会議 | ワークショップ等: 市内フィールドワーク |
| 8月7日 | 第6回会議 | 講演等: 多摩市自治基本条例をつくる会 |
| 8月22日 | 第7回会議 | 項目の整理・組み立て等 |
| 9月3日 | 第8回会議 | 前文・基本理念の検討等 |

平成17年10月1日 米原市と近江町合併 “新・米原市 誕生”

- | | | |
|----------------|--------|---------------|
| 10月8日 | 第9回会議 | 項目の検討・整理等 |
| 10月18日 ~ 12月2日 | 5グループ | でワーキング: 延べ13回 |
| 11月12日 | 第10回会議 | グループワーク発表等 |

制定経過 ~自治基本条例ができるまで~

平成17年

- 11月26日 第11回会議 グループワーク等
- 12月2日 前文起草委員会
- 12月5日 第12回会議 前文・章立て等の協議
- 12月12日 第13回会議 前文・全体構成確認
- 12月21日 「米原市自治基本条例の骨子について」を答申

平成18年

- 1月13日 広報まいばら号外発行 条例骨子について(つくる会編集)
- 1月23日~2月22日 第1回目パブリックコメント実施 意見3名18件
- 2月12日 自治基本条例フォーラム開催 - 自治基本条例と私たちの暮らし -
- 4月10日~5月10日 第2回目パブリックコメント実施 意見5名28件
- 4月16日~4月19日 自治基本条例まちづくり懇談会開催(4会場)
- 6月 **市議会6月定例会に議案上程、可決**

7月1日 米原市自治基本条例公布

9月1日 米原市自治基本条例施行

なぜ 自治基本条例

自立した地方へ - 地方分権 -

地方分権により国と地方の役割が示され、地方公共団体は地域の行政について自主的かつ総合的に実施役割を担うことが、法律で規定されました。

地域のことは地域で

法律を使ったまちづくりへ

国の役割として、地方公共団体が自主性・自立性が十分に発揮できるように制度を策定することになりました。

法律を守ることは当然ですが、法律を使いこなしたまちづくりが必要となります。

国の関与は地方のために

自立したまちづくり - 旗印の必要性 -

地域のことはその地域が決める。そのためには、基本となる方向性(理念)を持ち、まちづくりを進めていくことが必要です。

国では、憲法という理念を持ち、その理念に沿った立法や政策が展開されています。

自治基本条例が、一般的に自治体の憲法と呼ばれているのはこのためです。

「何のために何を」を明確に

● 自治基本条例って ~今までの条例とは?~

市民の皆さんがつくった条例

通常は、条例案を市役所で検討し、市民の皆さんのご意見をいただき、議会に諮って条例制定を行っていきます。

自治基本条例は、条例づくりのスタートから市民の皆さんに検討を進めていただき、条例の骨子として答申をいただきました。そして、2回のパブリックコメントやフォーラムを通じて意見をいただき、条例案を作成し制定となりました。

市民がつくった まちづくりの条例

どんな規制があるの?

自治基本条例は、理念条例です。

具体的な規制や制限等は、条文として盛り込まれていません。

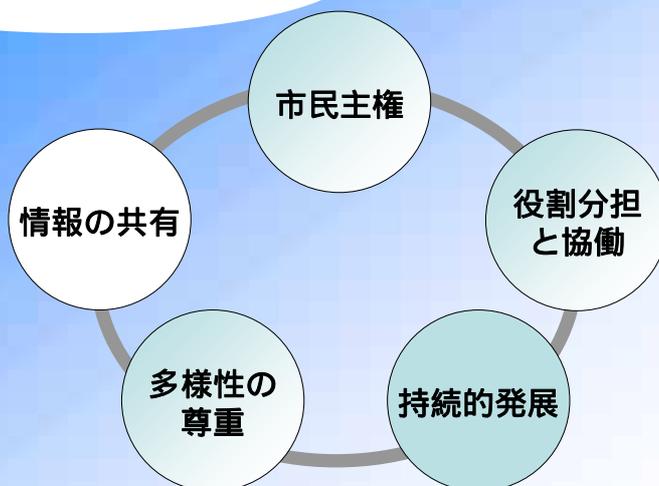
また、本条例は最高規範と位置付けています。まちづくりの理念に基づいたまちづくりを推進することが、条例を守ることになります。そして、育てることになります。

(最高規範)

第29条 この条例は、米原市における最高規範であり、市民、事業者等および市は、この条例を遵守し、この条例を守り育て、次代に引き継ぐ責務を負う。

● 自治基本条例って ~条例のはしら~

まちづくりの5つの原則



● 自治基本条例って ~条例のはしら~

まちづくりの5つの原則

市民主権

市は、市民のためのまちづくりを！
主権者である市民は、地域の将来は自分たちが決め、そして実践へと!!
まちづくりの主役は市民です。

多様性の
尊重

持続的発展

● 自治基本条例って ~条例のはしら~

まちづくりの5つの原則

役割分担と協働

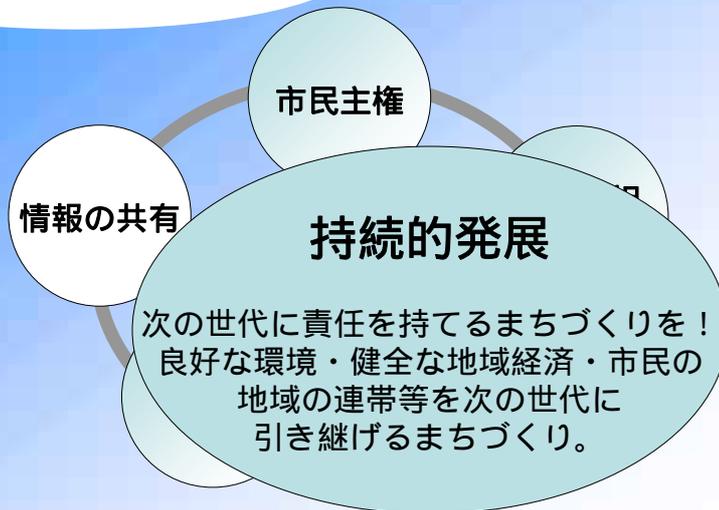
まず、自立した活動が重要です。
さらによりよいまちづくりとするため、
お互いの不足するところを補い合い・
協力することが重要です。

情報の共有

多様性の
尊重

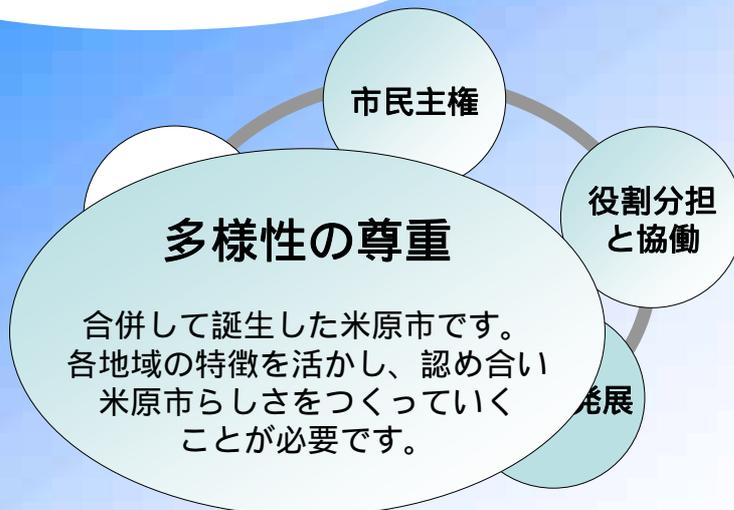
● 自治基本条例って ~条例のはしら~

まちづくりの5つの原則



● 自治基本条例って ~条例のはしら~

まちづくりの5つの原則



● 自治基本条例って ~条例のはしら~

まちづくりの5つの原則

情報の共有

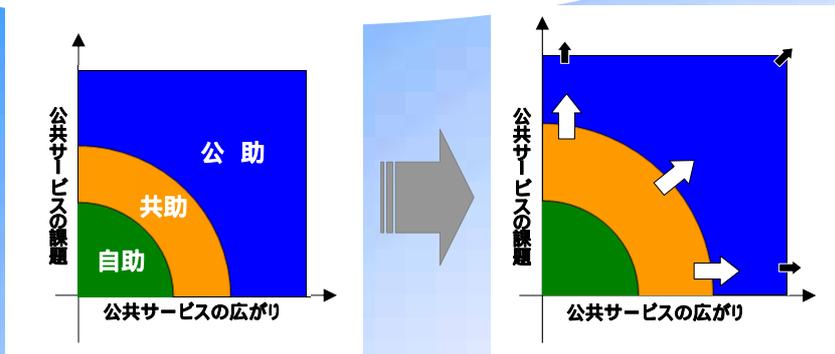
市役所は、積極的に情報を発信することが必要です。そして、情報は収集し活用することが重要です。

役割分担
と協働

持続的発展

● 自治基本条例のめざすまちづくり

市民と市役所の協働による共助の拡大



サービスが多様化する現状で、サービスの衰退を回避し、むしろサービス拡大につなげるために取り組みを行う必要があります。そのためには、市民の皆さんと市役所が互いに協力し合い、「共助」を拡大することが重要となります。「共助」は、条例では“協働”という言葉でその姿勢を示しています。

● 自治基本条例って ~具体的な仕組みは?~

参加・参画・協働にはルールが



どんな参加・参画・協働がよいのか？
個別のケースによって対応していくことは必要ですが、米原市全体のまちづくりのシステムとしていくにはルールとして定める必要があります。

(協働)

第12条 市民、事業者等および市は、まちづくりを推進するため、それぞれ自立しつつ相互補完的に役割を担い、必要に応じて協働を行うものとする。

2 市は、まちづくりにおける参加、参画および協働に関する基本事項は、相互補完の理念に基づき、その内容等を整備するものとする。

● 自治基本条例って ~具体的な仕組みは?~

市民の総意を明らかにする市民投票

自治基本条例 → 重要な課題について、総意を明確にできる。

重要な課題って? → 市民投票に関する制度で定めます。

誰が投票できるの? → 別の条例で定めます。

自治基本条例では、**市民投票の制度**を担保しています。

(市民投票)

第17条 住民は、米原市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。

2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立要件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

■ **コンプライアンス =倫理規範の確立=**

❑ **法律を使いこなす**

法令を守るだけ、法律を盾にした対応 **まちづくりのための法令運用**

職員の能力向上が欠かせない要因 第23条：能力開発・自己啓発の支援を受けられる

❑ **市民との信頼関係**

不当な要求の排除。

不当な要求を排除するために、組織・制度に基づいた対応。

違法・不当な命令・指示（議員や上司等）

命令・指示に従わず撤回させる

現在、不当要求行為等対策規程がありますが、今後は本規定に基づき更なる制度構築や組織対応のルール化が必要となります。
組織内部の指示等での不当なものとは、個人の主義思想での判断ではなく、公益の秩序維持に反するもの。

❑ **透明性の確保と情報の開示**

法令遵守のためには、透明性の確保が必要とされています。

透明性の確保で重要となってくるのは情報の取り扱いであり、積極的な情報の提供や情報の開示が必要といえます。

第22条 市長の責務 でも、“**予算の編成に係る情報をわかりやすく提供**”と規定しており、予算も含め行政の透明性の確保に努めなければなりません。

自治基本条例って ~具体的な仕組みは？~

実効性のある条例にするために

理念条例をどうやって具現化するの？

市民がつくった条例を、市役所だけでまちづくりを決めていくの？

市民や団体等の方と、自治基本条例推進委員会を設置し

条例に基づくまちづくりの体制や制度化について

最低年1回以上**検証**します。

(米原市自治基本条例推進委員会の設置等)

第28条 市長は、この条例の実効性を高め、市民、事業者等および市による推進体制を確保するため、米原市自治基本条例推進委員会(以下'推進委員会'という。)を設置する。

2 推進委員会は、この条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくり体制の整備等の運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、社会情勢に適合した運営となるよう是正等を求めることができる。

3 推進委員会は、この条例の運用に係る市民、事業者等および関係者の意見聴取等の調査を実施し、市長に意見書を提出することができる。

4 推進委員会は、この条例の改正または廃止に関する諮問に対して審議を行い、市長に答申を提出するほか、軽微な変更について意見書を提出するものとする。

5 前4項に規定するもののほか、推進委員会の組織および運営に関し、必要な事項は、別に規則で定める。

推進委員会とは・・・

米原市自治基本条例推進委員会規則

委員数 12名(公募・事業者等・学識経験者・市長が必要と認める者)

任期 2年

会長および副会長 それぞれ1名を置く。

会議

- ・委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- ・出席委員の総意をもって議事を決する。
- ・原則、公開とする。

役割・範囲

まちづくりの仕組み・制度・方向性を検証評価する。
その他制度等の検討

自治基本条例って ~具体的な仕組みは?~

まちづくりの理念は変わるの?

まちづくりの理念が変わってしまったら、どうすれば・・・

- *この条例は、50年後、100年後も見据えて検討されました。
- *米原市のまちづくりの理念であり、市長の考えだけで変わることは問題があります。

市民の方の意向を確認しなければ、
条例の改正や廃止はできない厳しい規定があります。

(条例の改廃)

第30条 市長は、この条例を改正または廃止する場合には、推進委員会に意見を求め、市民投票において、その過半数の賛成を得なければならない。ただし、推進委員会が市民投票を不要と判断したとき、または軽微な変更についてはこの限りでない。